

第4章 まとめ

4.1 調査結果の回答内訳

＜食品リサイクル法に関する調査結果の回答内訳＞

補完調査の総発送数（4,000件）に対して、有効回答を得た1,744件の回答内訳を図4-1、図4-2、図4-3、図4-4に示す。

まず「食品廃棄物等の年間発生量」の内訳は、100トンを超えるのが2%、100トン未満が64%、発生なしが32%、不明が2%であった。

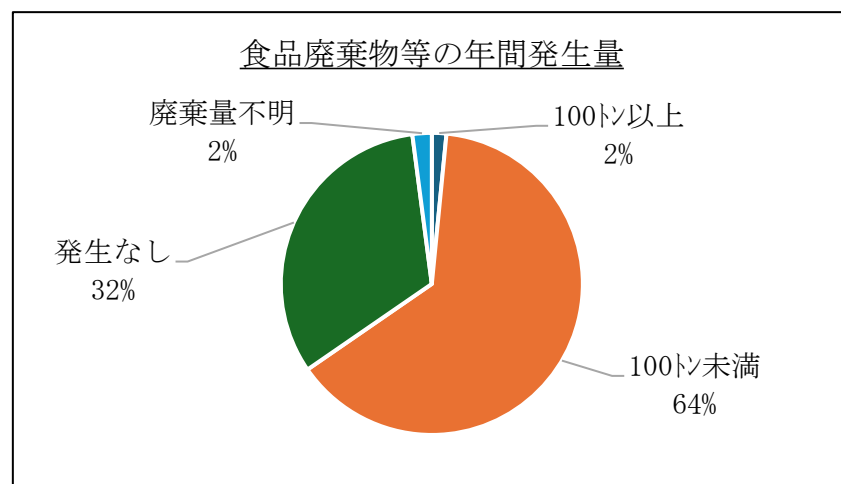


図4-1 食品廃棄物等の年間発生量の回答内訳

次に「食品廃棄物等のリサイクルの取り組み」の内訳は、リサイクルに取り組んでいるが46%、リサイクルに取り組んでいないが54%であった。

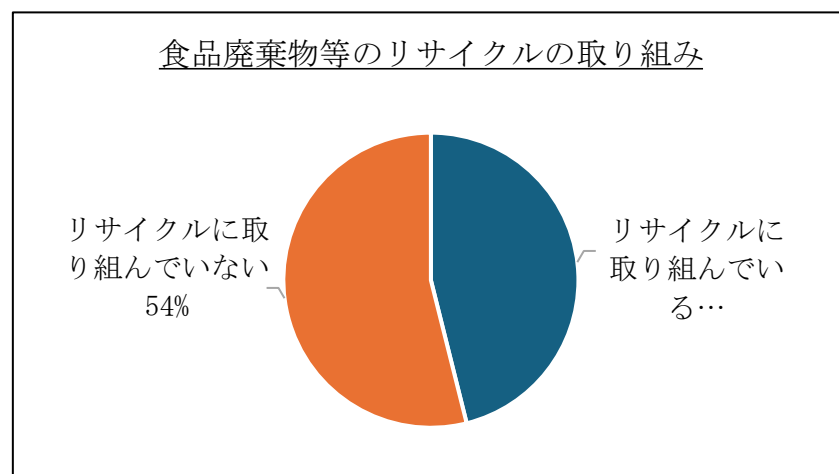


図4-2 食品廃棄物等のリサイクルの取り組みの回答内訳

食品廃棄物等のリサイクルに取り組んでいる方で、「何にリサイクルしているか」の内訳は、肥料が 28%、飼料が 17%、きのこの菌床が 1%、炭化による燃料及び還元剤が 4%、油脂及び油脂製品が 26%、エタノールが 1%、メタンが 2%、その他のものが 9%、不明が 12%であった。（複数選択可能）

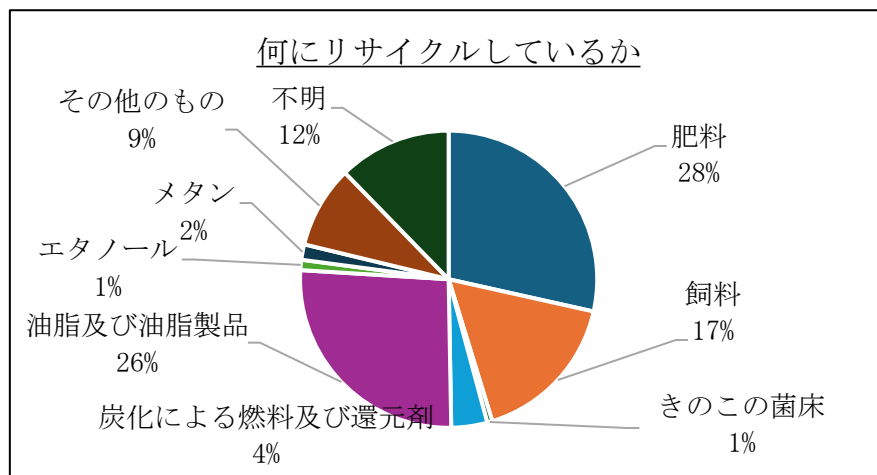


図 4-3 何にリサイクルしているかの回答内訳
(リサイクルに取り組んでいる場合)

食品廃棄物等のリサイクルに取り組んでいない方で、「取り組まない理由について」の内訳は、リサイクル意識が低いのが 23%、周辺にリサイクル業者がないのが 14%、リサイクル料金が低いのが 2%、分別が困難が 11%、その他が 50%であった。（複数選択可能）

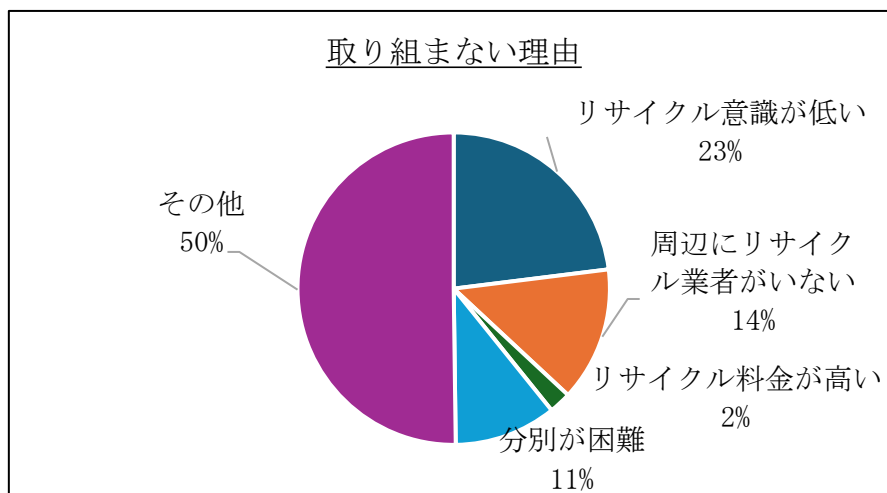


図 4-4 取り組まない理由の回答内訳
(リサイクルに取り組んでいない場合)

＜容器包装リサイクル法に関する調査結果の回答内訳＞

補完調査の総発送数（4,000 件）に対して、有効回答を得た 2,029 件の回答内訳を図 4-5、図 4-6 に示す。

「容器包装を使用して一般消費者向けに商品を販売したか」の内訳は、容器包装の使用ありが 43%、容器包装の使用なしが 56%、不明が 2%であった。

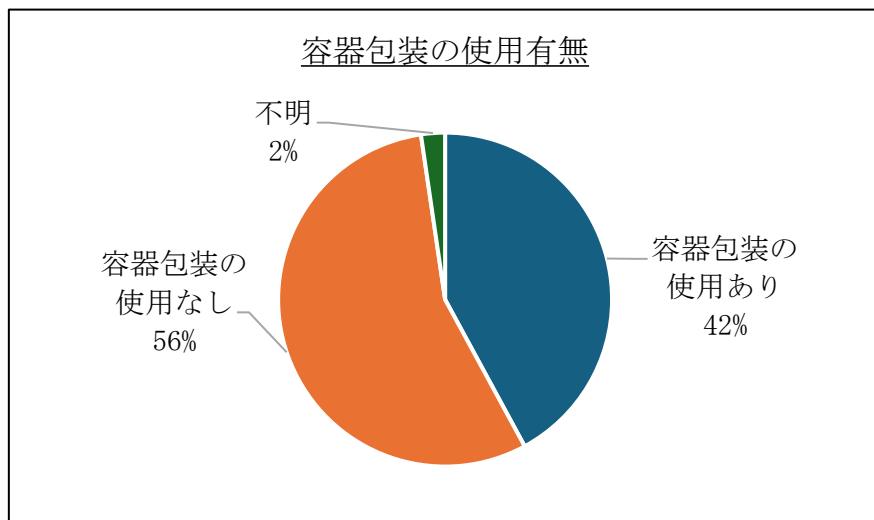


図 4-5 容器包装の使用有無の回答内訳
(一般消費者向けの商品販売 ※通販含む)

「容器包装の使用あり」の場合、使用した容器包装の種類は、ガラス製の容器が 6%、紙製容器包装が 33%、PET ボトルが 4%、プラスチック製容器包装が 48%、無回答が 9%であった。(複数選択可能)

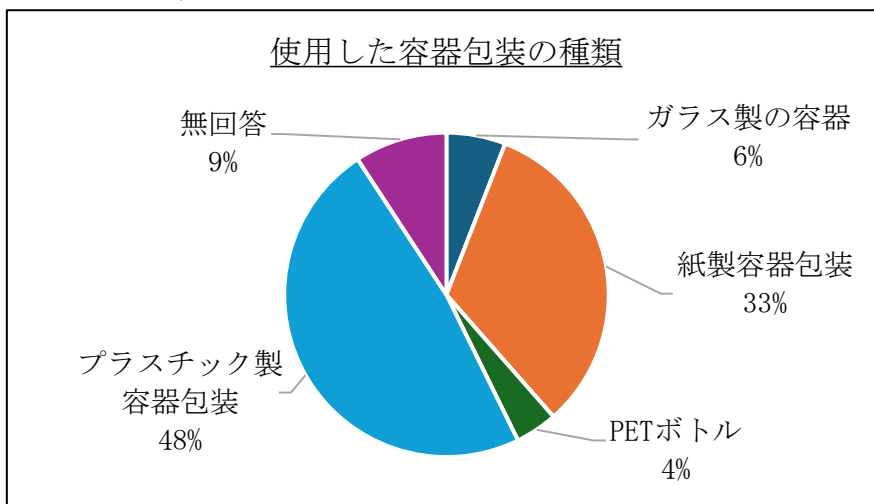


図 4-6 使用した容器包装の種類の回答内訳

4.2 今後の調査の課題

＜補完調査における問い合わせの内訳＞

補完調査における、送付事業者からの電話での問い合わせ件数は、食品リサイクル法で 40 件、容器包装リサイクル法で 39 件であった。

廃業等のお知らせ以外で、主な問い合わせ内容を表 4-1 に示す。

表 4-1 主な問い合わせ内容

食品リサイクル問い合わせ内容
回答用紙の売上高の一期は 2024/1 月から 2024/12 月か。
設立年月につきましては、会社の設立年月か店舗の設立年月のどちらを記入すればいいのか。
飲食店経営。Uber とかで一旦お客様に届けたがキャンセルで戻ってきたものも店の責任として廃棄量に加算するのか。
売上高は、飲食業に係る部分だけで、他の事業の売上は含まなくていいのか。
従業員数は、飲食業に従事している人数でよろしいでしょうか。他の事業に従事しているものは含まなくていいのか。
強制調査か。リサイクルを調査するだけなのに売上高や従業員数がなぜ必要なのか。答えないと何かペナルティが課せられるのか。
以前は食品小売りしていたが今は雑貨販売のみ。他社管理の飲料自販機の設置はあるが調査対象なのか。
容器包装リサイクル問い合わせ内容
調査票、基本情報記入欄の「代表者名」は、社長の名前か記入者の名前か。
段ボール・新聞紙・透明ビニール袋は該当するのか。
調査票を記入している。裏面の各年の売上高は決算期の数字で良いのか。
リサイクルの調査になぜ資本金・売上高・従業員数が必要なのか。
調査票の売上高は、食品部門の売上高だけで良いのか。それとも他業種も含めた会社全体の売上高か。
容器は何を使っているかという調査が届いているが、ネット回答の URL はどこに書いてあるのか。QR コードは。

＜宛先不明の戻り郵便・電話不通＞

補完調査における、宛先不明での戻り郵便と電話不通事業者の数を表 4-2 に示す。

表 4-2 宛先不明の戻り郵便・電話不通事業者数

	送付数	宛先不明の戻り		架電数	電話不通	
食品リサイクル	4,000	633	15.8%	2,010	310	15.4
容器包装リサイクル	4,000	492	12.3%	1,887	155	8.2
計	8,000	1,125	14.1%	3,897	465	11.9%

補完調査前に事業者の廃業情報を入手し、事業者データベースに反映させた。それでも、食品リサイクル法の調査においては、宛先不明で戻ってきた事業者が、633 件（調査票送付数に対して 15.8%）、電話不通の事業者が、310 件（架電総数に対して 15.4%）あった。また容器包装リサイクル法の補完調査においては、宛先不明で戻ってきた事業者が、492 件（調査票送付数に対して 12.3%）、電話不通の事業者が、155 件（架電総数に対して 8.2%）あった。

直近の調査実施事業者を除外し、5 年以上前や未実施のデータから対象事業者を抽出しているため、相当数の不達や不通が生じることは予想できたが、今後はデータのクレンジングサービス等を活用し、事業者の会社情報（郵便番号、住所、電話番号など）を、できるだけ正確な最新情報に更新することを検討すべきかと思う。

＜実施方法の工夫＞

効率よく回答率の高い調査を行うためには、従来の郵送や FAX によるアンケート調査回答に加え、時代に即した対応として、インターネットを利用した回答方法も用意してはどうか。

手書きで郵送対応の場合、入力欄の多さや返送時の手間などの課題も多く、特に若い世代の経営者であれば URL や QR コードからインターネット経由でのアンケート回答への抵抗は少なく、回答率の向上が期待できる。

今回調査でも、回答促進の架電中に「スマホで回答できないか」「QR コードの記載場所はどこか」「資本金や売上高の記入単位の百万円が紙ベースではわかりにくいので、最初から単位をデフォルト設定してあるネット回答に出来ないのか」「時代に即していない」とのお声も多くあった。

また、インターネット回答は回答者が入力した回答や数値がそのままデータ化される為、その回答は正確であり、管理や集計上のメリットも大きい。

4.3 今後の展開（容器包装リサイクル法の次年度以降の調査対象事業者数）

容器包装リサイクル法に関する補完調査は、4,000件実施した。この結果、令和6年度末時点の事業者データベース登録事業者数が205,475件に対し、確認済み並びに対象外等の事業者数が192,884件であるため、令和7年度の抽出条件に該当する事業者を抽出したところ、令和7年度以降の対象事業者数は8,591件が考えられる。詳細を表4-3に示す。

表4-3 令和7年度以降の容器包装品リサイクル法調査対象事業者数

農政局等	事業者データベース登録事業者	容リ過去調査実施、点検指導、特定事業者、合併廃業等の事業者	R6年度補完調査実施事業者	R7年度以降の調査対象事業者
北海道	14,212	13,117	335	760
東北	16,986	15,823	334	829
関東(東京)	26,450	24,268	891	1,291
関東(東京以外)	42,011	38,658	1,022	2,331
北陸	12,896	12,284	56	556
東海	14,920	14,456	235	229
近畿	25,696	24,513	383	800
中四国	24,816	23,410	332	1,074
九州	24,755	23,743	375	637
沖縄	2,733	2,612	37	84
合計	205,475	192,884	4,000	8,591

4.4 その他

農水省からの依頼で、事業者データベースの事業者名の表記統一(法人格の整備)、電話番号の表記統一(ハイフン削除、半角左詰め)、決算年月日の表記統一(西暦表記)を実施し、列を追加入力した。

また発送先候補の確認で、地方農政局からの訂正箇所(社名、郵便番号、住所、電話番号)および廃業、合併については、事業者データベースへ反映した。

令和6年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業
(事業者データベース整備及び補完調査等) 調査報告書

令和7年3月

日本ソフト販売株式会社